

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時54分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、4番、飯塚綾子君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和7年1月27日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

令和7年2月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座させていただきます。

お手元資料2ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画なんですけれども、新規案件が5件、更新案件が1件となっております。

1件目の計画です。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借権の設定で、農地の所在は広馬場字下前117の1番外3筆です。現況地目は田、面積は合計で7,440平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は、令和7年3月1日から3年間、令和10年2月29日までとなっております。

2件目の計画です。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借権の設定で、農地の所在は広馬場字下前234番外1筆です。現況地目は畑、面積は4,305平米となっております。借手は前橋市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は、令和7年3月1日から3年間で、令和10年2月29日までとなっております。

3件目の計画です。

利用権を設定する貸手は高崎市の方、賃借権の設定で、農地の所在は山子田字川端752の3番外1筆です。現況地目は田、面積は2,522平米となっております。借手は前橋市の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は、令和7年3月1日から3年間で、令和10年2月29日までとなっております。賃借料は米1俵です。

4件目の計画です。

利用権を設定する貸手は渋川市の方、使用貸借権の設定で、農地の所在は山子田字北谷地1538番。現況地目は田、面積は1,156平米となっております。借手は前橋市の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は、令和7年3月1日から1年間で、令和8年2月28日までとなっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

4ページが借り手の経営状況となっております。

こちらの法人につきましては、一番右下なんですが、農機具がコンバイン4台、田植え機2台、トラクター4台、フォークリフト3台、乾燥機4台、もみすり機1台、こちらの農機具を所有しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

5ページが2件目以降の借り手の方の経営状況となっております。

下の段をご覧くださいまして、こちらの方につきましては、経営作物がナス、ブロッコリー、スイートコーン等になっております。農業従事者が2人、雇用で3人いらっしゃる方です。農機具につきましては、トラクター1台、動力噴霧器1台、管理機1台、軽トラック1台となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらにつきましては、農用地利用集積等促進計画での利用権設定となります。

まず初めに、1件目です。

農地の所在は榛東村長岡字梨木平2022番2外1筆。現況地目は畑。面積は合計で3,185平米です。権利の種類は賃借権。利用目的は農業用施設用地です。借り賃は年6万円で、支払い方法は口座振込です。利用権を設定する者は長岡の方で、始期は令和7年3月1日から10年間、令和17年2月28日までです。利用権の設定を受ける方は中之条町の方になります。

6件目の計画です。

農地の所在は榛東村長岡字葦海戸171番1外1筆と字反田558番1。現況地目は田。面積は合計で5,130平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は長岡の方で、面積は令和7年3月1日から5年間の令和12年2月28日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の方となります。

11ページをご覧ください。

こちらが、5件目の借り手の方の経営状況となっております。

主に農機具、真ん中の右側ですが、トラクター4台、電動ネギ掘り取り機1台、管理機8台、トラック2台、ネギの皮むき機3台となっております。

13ページご覧ください。

こちらが、6件目の方の経営状況となっております。

下の段です。

借り手につきましては年齢が62歳、農業従事日数が280日、主たる経営作物については水稻でございます。農機具の所有状況につきましては、トラクター3台、コンバイン1台、バインダー2台、田植え機3台となっております。

以上で説明を終わります。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字下前17番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は862平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は広馬場の方。経営面積は自作地47.8アール。申請事由は、利用していない農地を有効活用してもらいたく、譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人も広馬場の方。経営面積は自作地58.6アール。申請事由は、野菜の作付けを拡大したいため、譲渡人からの売買の申出を受け、譲り受けたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は3人中1人です。

議案書15ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久実君。

田嶋委員 8番農業委員、田嶋です。

ただいま事務局長から説明のありました議案第2号、番号1について、地元農業委員として若干補足説明をさせていただきます。

権利種別につきましては3条の有償移転で、内容は売買ということで、事務局長の説明のとおりであります。

まず、場所につきましては、広馬場の信号を南に二、三十メートルぐらいですか、下りまして、すぐ右に折れて100メートルほど入った農地となります。

譲渡人につきましては、当農地がやっぱり家から遠くて、トラクターの移動も非常にしにくいということで、長年耕作はしていない状態であったということでもあります。誰か耕作をしてくれる人がいないか、あるいは買ってくれる人がいないかというような形で、譲渡したいというふうに考えていたところでありましたが、たまたま譲受人が知り合いからその話を聞いて、ちょうど野菜の作付けの拡大をしようということで考えていたときだったということで、ちょうど譲受人の家のすぐ北側に当たるんですね。実際に今野菜を作っているすぐ近くの農地だということで、非常に耕作しやすい場所であるということで、お互いの話がまとまったということでもあります。

既にご承知のとおり、譲受人につきましては、令和5年に就農して、現在、野菜作りに懸命に取り組んでいる若者であります。こうしたことから、周辺の農地に対しても、野菜を作るということで何ら問題はないということでもありますし、所有権移転については妥当というふうに考えます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字北谷地1544番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,160平米。次に、農地の所在は大字山子田字北谷地1576番6。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は400平米。面積合計1,560平米。申請人は山子田の方、転用目的は選挙事務所及び駐車場用地と。施設等はプレハブハウス12平米。転用理由は、村議会議員選挙の事務所及び駐車場として利用したいということです。

備考ですが、一時転用、期間は2か月間。農地区分は1種農地でございます。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

先ほどの議案第3号、番号1についての説明ですが、事務局長の説明のとおりです。若干、場所等についての補足を行いたいと思います。

場所は、渋川安中線の山子田北の信号を西に向かっておよそ1キロほど行って、北に300メートルほど入った農地になります。

こちらの農地なんですが、通常今の時期はそんなに利用していないということで、これからなんですが、ちょうど一時転用と、2か月の期間ということで、またその後は元に戻すということになっておりますので、許可相当と思われますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を10時半からとします。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時30分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前10時40分)